

2025年1月10日

令和6年12月28日からの大雪により被災された
お客さまに対する電気料金の特別措置について

令和6年12月28日からの大雪により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの大雪に伴う被害により、災害救助法が適用された青森県の5市4町1村^{*1}において、被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合には、下記の特別措置を講ずることとし、本年1月8日、経済産業大臣宛に認可申請を行い、本日、認可されました。

記

1. 電気料金の支払期日^{*2}の延長

被災されたお客さまの2024年12月（支払期日が災害救助法適用日^{*3}以降となるものに限ります）、2025年1月、2月および3月分の電気料金の支払期日をそれぞれ1カ月間延長いたします。

2. 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から全く電気を使用されない場合には、被災日が属する月分の翌月分の電気料金から6カ月間に限り、電気料金（不使用料金^{*4}）は申し受けません。

3. 被災により使用不能となった電気設備の基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2025年7月末日まで申し受けません。

※1、3

電気料金の特別措置は、災害救助法が適用された市町村（2025年1月9日時点：5市4町1村）に適用します。

■災害救助法適用市町村（適用日：2025年1月4日）

青森県（5市4町1村）

青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、平川市、南津軽郡藤崎町、
南津軽郡大鰐町、南津軽郡田舎館村、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町

※2 支払期日は、検針日の翌日から30日目をいいます。

※4 不使用料金は、基本料金の半額となります。

■被災されたお客さまからのお問い合わせ

電気料金の特別措置に関する詳細につきましては、当社カスタマーセンターへお問い合わせください。

〈お問い合わせ窓口〉

カスタマーセンター TEL. 0120-066-774

【受付時間】

平日：午前9時から午後5時まで [祝日・土曜・日曜を除く]

以 上